

2015年12月25日

各 位

株式会社りそな銀行
大和証券株式会社

りそな銀行と大和証券の信託契約代理業務に関する契約の締結 及び大和証券における「自社株承継信託」の取扱い開始について

株式会社りそな銀行（代表取締役社長 東 和浩 / 以下、りそな銀行）と大和証券株式会社（代表取締役社長：日比野 隆司 / 以下、大和証券）は、信託契約代理業務に関する契約を本日締結いたしました。これにあわせて、2016年1月18日より大和証券において「自社株承継信託」の取扱いを開始いたします。

りそな銀行では、りそなグループ各社（りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行）のお客さまのみならず、信託契約代理店制度を活用し国内金融機関等のお客さまに対しても信託機能を提供してまいりました。

一方、大和証券では、相続や事業承継に関するお客さまのニーズの高まりに対応するため、本支店における「相続コンサルタント」の設置、「事業承継コンサルティング室」の創設など、お客さまへ質の高いサービスを提供する体制を構築してまいりました。

今般、りそな銀行と大和証券は信託契約代理業務に関する契約を締結し、大和証券にてりそな銀行の信託商品「自社株承継信託」の取扱いを開始いたします。これにより大和証券は、本格化する「貯蓄から投資の時代」の中でお客さまに最も選ばれる証券会社として、企業オーナーのお客さまの事業承継ニーズに対応した商品・サービスラインアップの更なる強化を実現してまいります。

以 上

「自社株承継信託」のご利用に際しての注意事項

「自社株承継信託」のご利用に際し、りそな銀行による受託審査があります。審査の結果次第ではご希望に添えない場合がございます。

大和証券は、りそな銀行の信託契約代理店の立場で「自社株承継信託」のご案内をいたします。ご利用にあたっては、りそな銀行と信託契約をご締結いただきます。